出校可否についてのフローチャート

同志社大学 Doshisha University

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める「第一種感染症」であるため、出校停止となります。

A 医療機関等の指示に基づきPCR等検査を受けることになった方

B 新型コロナウイルス感染者との接触があったことが判明した方

C 【以下のいずれかの該当者】
①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
②重症化しやすい方又は妊婦の方で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある場合
③上記以外の方で発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合、強い症状と思う場合又は解熱剤等を飲み続けなければならない場合
④遠方への移動、健康観察等の事由により、自身で医療機関等を介さない検査を受け、結果が陽性であった場合

感染可能性判定シート

濃厚接触者ではない → **出校可能**
教学上の配慮はありません

濃厚接触者である
- 発熱等の症状なし → **大学への報告**（※１）
- 発熱等の症状あり → **受診・相談センターや地域の医師会、診療所に相談**

受診・相談センターや地域の医師会、診療所に相談

厚労省HPで各都道府県の受診・相談センター等の連絡先を確認
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

- 医療機関等での検査の必要ありの判断 → **医療機関又は保健所の指示に基づくPCR等検査**
- 医療機関等での検査の必要なしの判断
  - 予防措置として自宅待機を指示された場合 → **大学への報告**（※１）
  - 日常生活を過ごしてよい場合 → **出校可能**
    教学上の配慮はありません

大学への報告（※１）

①濃厚接触者（無症状）であることを、Microsoft Forms（※１）で必要事項を入力のうえ報告してください
②医療機関等から指示があった待機期間中は、出校停止とします。医療機関等から指示が無い場合の待機期間は、感染者との最終接触日から5日間とします（※２）
なお、2日目及び3日目に、薬事承認を受けた抗原検査キットによる検査で陰性の場合は、待機は3日目で解除とします。待機期間終了後は出校可能です。
待機期間終了以降の教学上の配慮はありません

医療機関又は保健所の指示に基づくPCR等検査

- 検査や受診の結果が陽性の場合
  →医療機関等の指示に従ってください → **大学への報告**（※１）
- 検査や受診の結果が陰性の場合
  →医療機関等が定める待機期間が終了するまで待機（出校停止）を継続してください → **大学への報告**（※１）

大学への報告（※１）

①陽性判定を受けたことを、Microsoft Forms（※１）で必要事項を入力のうえ報告してください
②療養期間終了後は出校可能です。
療養期間終了以降の教学上の配慮はありません（※３）

大学への報告（※１）

①出校停止となったことを、Microsoft Forms（※１）で必要事項を入力のうえ報告してください。
②待機期間終了後は出校可能です。
待機期間終了以降の教学上の配慮はありません

出校可能

教学上の配慮はありません

（※１）大学への報告先
https://forms.office.com/r/ZWhfuafWeh
（※２）同居者が感染者で自宅療養の場合は、患者の発症日（無症状であれば検体採取日）又は患者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間の待機となります
（※３）療養期間終了後も体調が優れない場合は、速やかに医療機関に受診の相談をしてください

2022年10月21日改訂版